

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	6 - 8
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	27 - 2		
許認可等	健康管理手当の支給				

(根拠規定)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)

(健康管理手当の支給)

第二十七条 都道府県知事は、被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生労働省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかっているものに対し、健康管理手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当又は原子爆弾小頭症手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認定を行う場合には、併せて当該疾病が継続すると認められる期間を定めるものとする。この場合においては、その期間は、第一項に規定する疾病の種類ごとに厚生労働大臣が定める期間内において定めるものとする。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)

(厚生労働省令で定める障害)

第五十一条 法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害は、次に掲げる障害とする。

- 一 造血機能障害
- 二 肝臓機能障害
- 三 細胞増殖機能障害
- 四 内分泌腺機能障害
- 五 脳血管障害
- 六 循環器機能障害
- 七 腎臓機能障害
- 八 水晶体混濁による視機能障害
- 九 呼吸器機能障害
- 十 運動器機能障害
- 十一 潰瘍による消化器機能障害

(認定)

第五十二条 法第二十七条第二項の認定の申請は、健康管理手当認定申請書(様式第十八号)に、前条に規定する障害を伴う疾病についての法第十九条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書(様式第十九号)を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の場合において、同項に規定する診断書を添えることができないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、法第十九条第一項の規定による指定を受けていない病院又は診療所の医師の診断書をもってこれに代えさせることができる。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第3項に規定する厚生労働大臣が定める期間(平成15年7月25日厚生労働省告示第266号)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第27条第3項に規定する厚生労働大臣が定める期間は、同条第1項に規定する疾病につき、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる期間とし、平成15年8月1日から適用し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第3項に規定する厚生労働大臣が定める期間(平成7年厚生省告示第127号)は、平成15年7月31日限り廃止する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第3項に規定する厚生労働大臣が定める期間

- 一 造血機能障害を伴う疾病のうち鉄欠乏性貧血及び潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病 3年

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6 - 8
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	27 - 2	
許認可等	健康管理手当の支給(2)			
<p>二 造血機能障害を伴う疾病のうち貧血(再生不良性貧血及び鉄欠乏性貧血を除く。)内分泌腺機能障害を伴う疾病のうち甲状腺機能亢進症及び水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病である白内障 5年</p> <p>三 前二号に掲げる疾病以外の疾病 無期限</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。</p> <p>なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であって被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。</p> <p><u>健康管理手当の支給について(法第27条第2項)</u></p> <p>1 法第27条第1項に規定する省令第51条で定める障害を伴う疾病にかかっているかどうかの判断は、次により行うこととする。</p> <p>ただし、前記障害を伴う疾病が、先天異常、伝染病、寄生虫病又は中毒等原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかな場合は、法27条第1項かっこ書きの規定により、同項の疾病にかかっているものとは認められないこと。</p> <p>ア 造血機能障害を伴う疾病とは、再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血がその主なものであること。</p> <p>イ 肝臓機能障害を伴う疾病とは、肝硬変がその主なものであること。</p> <p>ウ 細胞増殖機能障害を伴う疾病とは、悪性新生物がその主なものであること。</p> <p>エ 内分泌腺機能障害を伴う疾病とは、糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症がその主なものであること。</p> <p>オ 脳血管障害を伴う疾病とは、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞がその主なものであること。</p> <p>カ 循環機能障害を伴う疾病とは、高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患がその主なものであること。</p> <p>キ 腎臓機能障害を伴う疾病とは、ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎がその主なものであること。</p> <p>ク 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病とは、白内障であること。</p> <p>ケ 呼吸器機能障害を伴う疾病とは、肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症がその主なものであること。</p> <p>コ 運動器機能障害を伴う疾病とは、変形性関節症、変形性脊椎症がその主なものであること。</p> <p>キ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病とは、胃潰瘍、十二指腸潰瘍が主なものであること。</p> <p>2 省令第52条第1項の規定により健康管理手当認定申請書に添えるべき省令で定める障害を伴う疾病に関する診断書は、原則として被爆者一般疾病医療機関の医師の作成に係るものであるが、やむを得ない理由があると認めるときは、その他の医療機関の医師の作成に係るものをもってこれにかえさせることができるものであること。なお、当該診断書は、申請日前一月以内に作成されたものに限るものとする。</p> <p>3 法第27条第1項に規定する省令第51条で定める障害を伴う「疾病にかかっている」とことは、医療特別手当の場合における「疾病の状態にある」とこと同意義に解されるものであり、当該疾病にかかっていることについての判断は、医療特別手当の場合と同様専門医師の意見を徴する等適正な認定を行うこと。</p> <p>4 法第27条第2項の認定を行う場合は、省令第51条に規定する障害を伴う疾病につき、厚生労働大臣の定める期間(平成15年7月25日厚生労働省告示第266号参照)内において当該疾病の継続すると認められる期間</p>				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	6 - 8
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	27 - 2		
許認可等	健康管理手当の支給(3)				
<p>を定めるものであるが、その期間は、健康管理手当認定申請書に添えて提出される診断書に記載された疾病に係る病状の固定化及び今後医療を要すると認められた期間を考慮して定めるものであること。</p>					